Articles

論

著作権の経済学的分析に関する理論的枠組み

	学院大学学部専 学部専 泉	学 任講師 拓	也	林		^{学教授)} 紘一郎 敏
はじめに .著作権法の経済学			. 私的複製の約 1 . 伝統的なタ		響	

- 2.情報財の共有に関する分析
 - . 結論

要旨

目 次

1.基本モデル

2.応用

- デジタル化とネットワーク化という環境変化に伴って、わが国でも著作権に関する議論が盛んに行われている。しかし、議論の中心は、著作権の中でも財産権について、権利者と利用者の利害調整の面から検討するものが多い。一方、米国では法律に関する経済学的な分析が「法と経済学」として確立されており、著作権あるいは著作権法を経済学的に分析する試みも行われている。
- 2.米国における代表的な研究によれば、作者は過去の作品を利用して新しい作品を作るのであるから、著作権保護を過度に強めると作者が過去の作品を利用するコストが高くなり、創造される作品の数が少なくなる。著作権保護の強化とともに作者の事後的な利益は増加するから創造のインセンティヴも高まり、作品数は増加するが、一定水準以上に保護を強化すると作品創造のためのコストが高くなるために作品数は減少するだけでなく、制度を維持するためのコストも上昇するために、社会全体の厚生が減少することになる。
- 3.私的コピーが経済に与える影響を分析する場合、重要なポイントとして、 複製の限 界費用、 収益帰属の可能性(アプロプライアビリティ)、 オリジナルとコピーの代 替可能性という3点がある。この3つの条件が変われば、私的コピーが経済厚生に与え る影響も変化する。たとえば、複製の限界費用が一定で収益帰属の可能性が直接的であ り、コピーがオリジナルを完全には代替できず、しかも作者の限界費用が低いという条 件の場合のように、私的コピーを許した方が経済厚生は高くなる可能性もある。
- 4.デジタル化とネットワーク化は、既存の研究の前提を大きく変化させている。パソコンとインターネットの普及という新しい環境において、1990年代後半には、情報財の共有による経済的な影響を分析した論文も登場した。そのような論文では、作者(著作権者)が財の利用者の属性を事前に知ることができれば、利用者の属性によって情報財の価格を差別化することで利益を増大させることも可能であると指摘している。

Economic Analysis of Copyright: A Review of the Literature

Research Fellow Satoshi Hamaya Research Adviser; Professor, Keio University Koichiro Hayashi Lecturer, College of Economics, Kanto Gakuin University Takuya Nakaizumi



Introduction

- . Economics of Copyright
- . Economic Analysis of Private Copying
- . Conclusion

SUMMARY

- As information technologies such as personal computer and Internet progress and diffuse, we
 have many discussions about copyright. In Japan, most of such discussions are based on
 juristic view of copyright. However, there are many articles about the economic analysis of
 copyright in the U.S. where "economic analysis of law" is one of very popular areas in
 academic world. In this paper, we review several important research papers in the U.S. and
 show the importance of economic view point to design new copyright rules in the digital age.
- 2. When the extent of copyright protection is lower than the optimal level, an increase in copyright protection increases the author's profit and then number of works created. However, an increase in copyright protection beyond the optimal level reduces the total welfare because it raises the cost of creation, access to the works, and consumer surplus.
- 3. According to the research in the U.S., there are important three factors to analyze the effect of private copying on economic welfare: (1) marginal cost of copying, (2) substitutability of copy to original, (3) direct or indirect appropriability. The economic impact of private copying depends on the combination of these three factors. For example, under such assumption that the marginal cost of copying is constant, copy is a imperfect substitute of original, and appropriability is direct, private copying may raise the economic welfare.
- 4. Several research papers in 1990s deal with the impact of sharing information goods. These papers argue that authors can increase their profit by appropriate pricing strategy based on the demand structure of goods even if users copy and share information goods. These analyses can apply to the pricing strategy of companies which sell information goods.

はじめに

デジタル化とネットワーク化という環境変化に 伴って、わが国においても著作権のあり方につい てさまざまな議論が行われている。しかし、議論 の多くは、著作権とりわけ財産権を権利者と利用 者の利害調整の面から検討する法学的なものであ る。一方、米国では、「法と経済学」あるいは「法 律の経済学的分析」が経済学及び法学のひとつの 分野として確固たる地位を築いており、さまざま な研究成果が発表されている。本稿は、米国にお ける著作権の経済学的分析に関する主要な論文を レビューすることによって、わが国における著作 権に関する議論に新しい視点を提供することを目 的としている。

本稿でレビューの対象とする論文は、図表1の とおりである。

研究開発も含めた特許権、著作権といった知的 財産権に関する経済学的な分析の最大の論点とし て、Arrow [1962]が指摘した、事前のインセン ティヴと事後のアクセスのトレードオフがあげら れる。すなわち、創作物をより多くするためには、 創作者への利得を可能な限り多く保証し、創作の インセンティヴを高めることが望ましい。それに 対して、いったん創作物ができてしまえば、逆に 多くの人が利用できるように、できるだけ創作物 の価格を低く抑えるのが望ましく、創作者への利 得も可能な限り低くするのが望ましい。こうした トレードオフ(事前と事後の不整合性)は、市場 経済や著作権制度では完全に解決することができ ない。そのため、著作権の経済分析においては、 いまだにこのトレードオフに由来する問題を最小 限に抑えることを最大のテーマとして扱っている。

本稿では、まず、著作権法全体を扱った包括的 な分析を行っているものとして、Landes and Posner [1989]を紹介する。彼らの分析の特徴は、 上述したトレードオフの議論に加えて、事後のア クセスを制限することが次の著作のためのコスト を増加させ、事前のコスト増要因にもなるという ことに着目していることである。

Posner は元シカゴ大学の教授で、連邦第7巡回 高裁の判事を務め、マイクロソフトの独占禁止法

年代	著者	タイトル
1984	Novos and Waldman	"The Effects of Increased Copyright Protection: An Analytical Approach"
1985	Johnson	"The Economics of Copying"
1985	Liebowitz	"Copying and Indirect Appropriability: Photocopying of Journals"
1986	Besen	"Private Copying, Reproduction Costs, and the Supply of Intellectual Property"
1989	Landes and Posner	"An Economic Analysis of Copyright Law"
1989	Besen and Kirby	"Private Copying, Appropriability, and Optimal Copying Royalties"
1994 (2000)	Varian	"Buying, Sharing and Renting Information Goods"
1999	Bakos, Brynjolfsson, and Lichtman	"Shared Information Goods"

図表1 レビューの対象となる文献

(注)各文献の出所など詳細は文末の参考文献リストを参照のこと

違反の裁判にも和解調停役として関わった法曹界 の有力者である。彼らの論文は、たとえば複製者 の限界費用¹⁾が逓増的で²⁾、作者がオリジナル を生産する際の限界費用よりも高いと仮定するな ど、パソコンとインターネットが普及した現在の 環境でデジタル財を取引する場合にはそのまま適 応できない部分もある。しかし、著作権の経済学 的分析について基本的なモデルを展開して最適な 著作権保護のレベルを議論し、モデルを延長して フェア・ユースや著作権の保護期間といった問題 について経済学的な分析を拡張している点は、わ が国における著作権のあり方を考える上でも参考 になるだろう。

次に、私的な複製に関する研究成果を紹介する。 Besen and Kirby [1989]は、特に事後の厚生につ いて、すなわち著作が創作された後、それが販売 される際の消費者と創作者を含めた生産者の利得 (余剰)について、それまでの研究成果を総合し、 保護の水準と作者の利益との関係に重要な3つの 前提にしたがって議論を整理した。そして、それ らの前提の組み合わせで考えられるケースについ て、私的な複製が消費者及び生産者の利得に与え る影響を分析している³。この論文をはじめとし て90年代初頭までの多くの研究は、複製者の限界 費用など供給側の費用構造に注目して複製の経済 学的な影響を論じている。

これに対して、新しい技術が複製に関する費用 構造を大きく変えているために、情報財について はほとんど費用ゼロで複製が可能であるという前 提のもとに、独占的な価格付けを行おうとする作 者の利潤最大化問題を分析しているのが、Varian [1994]や Bakos et. al. [1999]である。Varian [1994]は、特定の条件が揃えば、作者が供給量 を減らし、価格を高めることで自らの利益を増や すことができることを明らかにした。逆に言えば、 その条件が成立しない場合、情報財の複製が容易 にできるからといって供給量を減らして価格を上 げたとしても、それが利益増加にはつながらない ことを意味する。また、Bakos et. al. [1999]は、 情報財が共有つまり複製されるのは、クラブすな わち、限られた仲間内のみであるという前提の下 に、そういったクラブ内で無償で複製されること が必ずしも売り手の利益を損なわないことを示し た。例えば、コンピューター・ソフトに企業向け ライセンスと個人向けライセンスがあるように、 共有されるクラブの大きさが予め想定される場合、 企業向けライセンスのように一括してクラブ単位 で販売することが合理的である。このように、個々 のユーザー単位だけでなく、集団全体で一括して 販売したほうが、仮に集団内で私的複製が行われ ても、売り手の利益を損なわないどころか、個々 のユーザー単位で販売するよりも利益が増加する ケースがあり得ることが示された。

. 著作権法の経済学

レビューの対象となる論文のうち、もっとも包 括的に著作権法の経済学的分析を行っているのは、 Landes and Posner [1989]である。したがって、 本章ではこの論文のポイントを解説する。

1.基本モデル

Landes and Posner [1989]では、次のような仮 定を置いている。まず、作者とその作品の正当な 販売者(出版社など)を同一とみなし、両者を併 せて作者としている。そして、その作者が作るコ ピー(以下、作者自身が原作品から生産するコピ ーをオリジナルと呼ぶ)と複製者(ユーザー)が 作るコピーとは、原則同質的であるとしている⁴⁾。 次に、作者がオリジナルを作るための限界費用は 一定であり、複製者がコピーを作る限界費用は逓 増すると仮定している。つまり、作者の供給曲線 は水平であるのに対し、複製者の供給曲線は右上 がりであるとしている。その上で、彼らのモデル で使われる変数を定義すると、以下のようになる。

p:作品(オリジナル及びコピー)の価格

- *q*(*p*):作品に対する需要(価格*p*の関数)
- *x*:作者によるオリジナルの数
- y:複製者によるコピーの数
- c : 作者がオリジナルを作るための限界費用
 (一定と仮定)
- e:作者が原作品を創造するためのコスト(表現のコスト)
- z:著作権保護の水準
 - :作者の純利益

ちなみに、これらの変数のうち彼らの分析に特 徴的なのが、アイディアを実際の作品として表現 するために必要な「表現のコスト」e である。既 に述べたように、伝統的な経済学による著作権へ のアプローチは、Arrow [1962] に代表されるよ うに、作者の創作意欲を高めるために著作権の保 護を強化して作者に独占的な利益を与えるべきと いう事前の視点と、完成した作品がなるべく広く 利用されるように著作権保護をできるだけ弱くす るべきという事後の視点との、トレードオフに注 目するものであった。Landes and Posner [1989] も基本的にはそのような伝統的なアプローチに則 って分析を進めているが、著作権保護を強化すれ ば表現のコスト e が増大するということを強調す ることで、事前の観点からも保護強化がもたらす マイナスの要因に注目しているところに特徴があ る。つまり、表現のコスト e は著作権保護の水準 zの増加関数としている⁵)。

さて、これらの変数を定義したうえで、複製者 はコピーの価格が限界費用に等しくなるまでコピ ーを販売する。つまり、複製者は競争的であると している。更に、複製者の限界費用は、コピー数 の増加のみならず著作権保護の水準の増大ととも に増加すると仮定している。これより、コピーの 供給曲線は、

$$y = y(p, z) \tag{1}$$

と表現できる。ここで、*y*は*p*の増加関数であり、 *z*の減少関数である。

また、作者の利益は、

$$\Pi = (p - c)x - e(z) \tag{2}$$

と表現される。複製者が競争的であるのに対して、 作者はオリジナルに対して価格支配力を有し、独 占的にオリジナルを供給する。つまり、作者は多 くの複製者の中に存在するガリバー型独占者であ るとしている。よって、作者は複製者の供給量を 所与とした残余需要 x に基づいて独占価格を形成 する。(2)式の x を置き換えると、作者は、

$$\Pi = (p-c)[q(p) - y(p,z)] - e(z)$$
$$= R - e(z)$$
(3)

を最大化することになる。こうして、作者の純利 益は、事後的な販売収入で得られる独占利潤から 事前の創作コストを差引くことで得られる。

(1) 原作品の数への影響

作者が得る事後的な利益(粗利)を R = (p-c)xとすると、zが増加すればRも増 加する(その理由は次節で説明する)。そして、 作者は純利益が正、つまり、

$$R \ge e(z) \tag{4}$$

が成り立つ場合にのみ、創造活動を行い、作品を 創作するとする。

また、純利益が正の場合に作品を創造する作者 数、つまり原作品の数を N とする。ここでは各 作者が同程度の質、量を持つものを1単位ずつ創 造するとし、その需要構造などは同質であるとす る。それに対して、原作品を創造する作者のコス トは作者間で異なる。よって、(4)式を満たすよ うな作者は限られており、その数が N となる。N は、

$$N = N(R, e) \tag{5}$$

と表現できる。

ここで、事後の利潤増加は作品を創造する人の 数を増加させるため、NはRの増加関数である。 それに対して、コストが増加すると原作品を作る 人の数は減少する。eはzの増加関数であるため、 zの増加はコストを増加させ作品数を減少させる 効果を持つ。ところが、上述したとおりRはzの 増加関数でもあるから、zが増大すれば、収入の 観点からはNは増加する。このように著作権保 護の水準zの増大は、表現のコストを上昇させて 作品数を減少させるとともに、粗利Rの増加を 通じては作品数を増加させるという、原作品の数 Nに対して増加と減少という異なる影響を与える。

ここで、表現のコスト e は z の増大とともに比 例的に増加する。それに対して、作者の粗利 R は、z が小さいうちは大きく増加する。しかし、 徐々に保護の水準を強化することの効果が薄れて いき、ある一定の水準を越えれば、それ以上増加 しなくなる。これは保護を強化することが、複製 者のコストを押し上げることに由来する。当初複 製者のコストが上昇することは、それだけ独占者 である作者が提供するオリジナルの価格を高め、 作者の利潤を増加させる。しかし、保護の強化に よって複製者の採算が全く合わなくなれば、市場 に作品を供給できるのは作者だけとなるために、 それ以上保護を強化しても(zを大きくしても) Rは増加しない。したがって、zがNに与える影 響は、図表2にあるとおり、ある特定の水準 \tilde{z} まではzの増加とともにNも増加するが、増加 の程度は徐々に減少し、 \tilde{z} を超えればNは減少 することになる。

(2) 利益への影響

まず、作者の事後的な利益について示す。(2) 式であらわされる を最大にするような供給量 と価格は、(3)式を *p* で微分して0と置いて得ら れる式、

$$[p(q) - y(p, z)] + (p - c)(q_p - y_p) = 0$$
 (6)

を満たされなければならない。(6)式を書き換え ると、

$$p\left\{1-F/\left[\varepsilon^{d}+\varepsilon^{s}(1-F)\right]\right\}=c$$
(7)

となる。ここで、F は作者が作成したオリジナル のシェアで、1 - F は複製者によって作成された コピーのシェアである。また、 ε^{d} はコピーに対

図表2 保護の程度と作品数の関係



する需要の弾力性、 ε^s は複製者の供給弾力性 ($\varepsilon^s = y_p(p/y)$)である。コピーに対する需 要の価格弾力性が低いほど、また、複製者の供給 の価格弾力性が小さいほど、オリジナルのシェア が大きいほど、したがって、複製者の複製の費用 よりもオリジナル作成の費用が小さく、作者のほ うが有利に供給できるほど、作者の価格支配力が 強くなり、作品の価格は高くなる。

(6) 式の *p* を *z* や *c* について全微分すれば、*z*(著作権保護の水準)や *c*(作者がオリジナルを作る際の限界費用)が価格に与える影響を明らかにすることができる。すなわち、

 $dp / dz = y_z / S > 0 \tag{8}$

$$dp/dc = (q_p - y_p)/S > 0$$
 (9)

ただし、 $S = \partial^2 \prod / \partial p^2$

となり、zやcが増加すればpも増加し、販売される作品の総数は減少することがわかる。

保護の水準 z が作者の粗利 R (表現のコストを 差し引く前の利益)に与える影響を分析するため に R を z について微分すると、

$$dR / dz = -(p - c)y_{z} > 0$$
 (10)

となる。つまり、z がわずかに変化した場合の R の変化は、価格と作者の限界費用の差に複製者が 供給するコピーの数の変化量を掛けた値に等しく なる。

このことから、複製者が複製を止めるまでは保 護の水準を上げることで作者の粗利は増加するが、 それを超えて保護の水準を大きくしても粗利は増 えないことがわかる。一方、保護の水準が増大す ればするほど表現のコストは増加しつづけるため に、作者の純利益は必ずしも保護の水準を高める ことで大きくなるとは限らない。

z が増大することで作者の純利益が増えるかど うかということは、作者の粗利から表現のコスト を差し引いた値つまり、純利益 を分析しなけ ればならない。純利益を z で微分すると以下の式 が得られる。

$$-(p-c)y_z - e_z \tag{11}$$

これが正になるか負になるかということで *z* の効 果を判断できる。純利益がゼロの限界的な作者に とっては粗利は表現のコストに等しく、 R = (p-c)x = e(z)となるため、(11)式は、

$$-\widetilde{y}(y/x) - \widetilde{e} \tag{12}$$

と書き直すこともできる。ここで、"~"は、zの 1単位の変化が各変数に与える影響の比率(%) を示している。

(12)式は、作者によるオリジナルの販売量に対 する複製者のコピーの販売量の比率 y/x が小さい ほど負になりやすい。z が増加すれば複製者のシ ェアは減少し、作者のシェアは増加するから、z の水準が低いときよりも高いときのほうが、(12) 式は負になる可能性が大きい。したがって、著作 権保護の水準が大きくなればなるほど、それ以上 保護の水準を強化することの効果は低くなってい く。

 \tilde{y} と保護の水準 z の間には明確な関係はないが、 z が増加するにつれて複製者の限界費用が大きく なればなるほど、また、コピーの数の変化に対す る限界費用の増加の程度が小さいほど – 言い換 えれば、複製者の供給弾力性が小さいほど – 、 $-\tilde{y}_z$ は負になりやすい。このことから、以下の 2 つの事実がわかる。

まず第1に、複製者が著作権侵害にあたる部分 を他の表現に置き換えることが難しいほど、複製 者の限界費用は大きくなる。したがって、保護の 水準が強化されれば、原作者の利益は増加し、作 品の数も増えることが期待できる。更に、異なる 複製者の間で複製を行う作業の効率やコストの違 いが小さければ小さいほど(そのような効率やコ ストは複製者が原作者の作品にどれだけ依存して いるかということに左右される)、複製者の供給 及び限界費用の弾力性は大きくなる。結果として、 保護の水準が大きくなれば作者の粗利の増加量も 大きくなる。また、保護の強化によって創造され る作品の数も多くなる傾向が強い。逆に、複製者 がオリジナルを利用する方法がさまざまで多様性 に富んでいるとすれば、コピーの供給は非弾力的 となり、著作権の保護の強化が原作者の利益を増 加させる程度も小さくなる。

次に、保護強化の水準と作品の販売量の関係を 分析する。保護を強化すれば、独占価格をつける 作者がより価格を上げようとするため、価格は上 昇する。よって、全体の販売量は減少する。ただ し、複製者によるコピーの生産量 y は、2つの相 異なる要因に影響される。*y* は *z* の減少関数だか らzが増大すれば供給曲線は上にシフトし、yは 減少する。その一方で、pの上昇は複製者のコピ ーの供給量を増加させるため、*y* は増加する。作 者によって販売されるオリジナルの量 x について は、x = q - yであることと、保護の水準の強化が 作品の価格を上昇させ総販売量 g を減少させるこ とを考えれば、総販売量の減少幅よりも複製者の 販売量の減少幅が大きいときだけ作者の販売量も 増加することがわかる。zの増大によって作者に とっての残余需要は大きくなるから、作者はより 多く販売することになる傾向にある。しかし、残 余需要曲線が外側にシフトするとともに弾力性が 大きく減少するならば、新しい均衡価格の下では 作者の販売量は少なくなる。

(3) 厚生への影響

ある作品の市場(既にその作品は創造されてい るものとし、表現のためのコストは考慮しない) における事後的な社会全体の厚生を w とすると、

$$w = \int_{p^*}^{\infty} q(p)dp + (p^* - c) [q(p^*) - y(p^*, z)]$$

$$+\int_{p^{0}}^{p^{*}} y(p,z)dp$$
 (13)

となる。右辺の第一項は価格 p^{*}(作者によって 設定される利潤最大化価格)における消費者余剰、 第二項は作者の粗利、第三項は複製者の利益であ る。

w から z の関数である表現のコストを差し引い
 た純厚生 w - e(z) について、z が変化したときの
 純厚生の変化を求めると、それは、

$$\partial [w - e(z)] / \partial z = (p^* - c) \{ q_p(dp^* / dz) - [y_p(dp^* / dz) + yz] \} + \int_{p^0}^{p^*} y_z dz - e_z$$
(14)

と表現できる。最初の括弧 $(p^* - c)$ は著作権保 護の強化の程度を変えることで作者の利益(生産 者余剰)がどの程度変化するかということをあら わしており、これは価格と作者の限界費用の差で あらわされる。次の括弧($\{ \}$)の中は、作品の 総販売量と複製者による販売量の差である。ここ で、最適水準では複製者の価格は限界費用に等し くなるから、複製者にとっては生産者余剰も消費 者余剰も生じない。次の項 $\int_{p^0}^{p^*} y_z dz$ は、z が増加 すれば複製者の複製作業にかかる総費用は増加す るから、負である。最後の-e(z)も必ず負であ る。

以上のことから、著作権保護の強化は、ある特 定の作品(それが既に創造されていると仮定)に よって生まれる事後的な厚生(消費者余剰と生産 者余剰の合計)の減少につながることがわかる。 しかしながら、真の意味での総合的な厚生は、創 造される作品の数も含んでいるため、これだけで は十分ではない。

総合的な厚生 W は作品の数 N、事後の厚生 w、 作品を作るための費用(E、著作権制度を管理す るための費用を含む)の関数であるから、

$$W = W[N, w, E(N, z)]$$
(15)

と表現できる。ここで、*W* は *N* と *w* の増加関数 であり、*E* の減少関数であるから、

$$W = f(N)w - E(N,z)$$
(16)

と書き直すことができる。これを最大化する zは、

$$\partial W / \partial z = f_N N_z w + f(N) w_z - (E_N N_z + E_z) = 0$$
(17)

を満たす。これは、

$$N_{z}(f_{N}w - E_{N}) = -f(N)w_{z} + E_{z}$$
(18)

ただし、

$$N_{z} = (\partial N / \partial R)R_{z} + (\partial N / \partial z)$$
$$w_{z} = (p^{*} - c)(dx / dp)(dp / dz) + \int_{p^{0}}^{p^{*}} y_{z} dp$$

と同じことである。

w を最大化する z の値を z^* とすると、z の増大 は作品あたりの事後的な厚生を下げる(すなわち、 $w_z < 0$)とともに、すべての作品について表現 のコストを高めて管理コストを増加させる(すな わち、 $E_z > 0$)から、(18)式の右辺は典型的な 場合は z^{*} において正になる。というのも、図表2 にあるとおり、2つの z で同じ N を得ることが できるが、低い z の方が、E(N,z) が小さいだ けでなく、上述した理由によって w も大きくな るからである。また、 \tilde{z} 以上に保護を強化して も、むしろ創造活動にはマイナスの影響を与えて しまう。最後に、作品あたりの事後の厚生は、著 作権制度が \hat{z} の水準にある場合、最大の水準よ りも小さくなっている。

このような変数間の関係を図示すれば、下の図 表3のようになる。

(4) 基本モデルの意味

以上説明してきたように、Landes and Posner [1989]の特徴は、著作権が作者の事後的な粗利 を高めるだけでなく、いわゆる「表現のコスト」 (作品を創造するために必要な事前的な費用)を 高めることで、作者の純利益にとって正の影響の みならず負の影響も持つことを明らかにしたこと だと言えるだろう。そして、彼ら自身がそのよう な基本モデルから導かれる含意として指摘してい るのは、次の7点である。

 社会的に価値の大きい作品 - 事前の表現のコストに比べて事後的な厚生(生産者余剰+ 消費者余剰)が大きい作品 - においては、原作品の数を増やすことが望ましく、そのために

N,w,W,E w:@事後厚生 W:社会全体の厚生 E:総費用 N:作品の数 定 定 定 定 定 定 定 定 定 定 能費用 (ごまで):N,w,E 定 が決定



著作権保護の水準はより強化されるべきである。

- 2.最適な水準以上に著作権保護を強化すると、 作者にとって(粗利が増えるから)原作品の数 を増やそうというインセンティヴは働くが、作 品あたりの事後的な厚生が減少することによる コストや表現のコスト、著作権制度を管理する ための費用などが増加し、その増加分を回収す ることができなくなってしまう。
- 3.保護の程度に対する作品数の変化の反応度が 大きければ大きいほど、著作権保護の水準も強 化される。粗利の増加量が大きいほど、限界的 な作者にとって表現のコストが小さいほど、保 護の程度 z の増加とともに増加する作品の数 N の値は大きくなる。
- 4.作品の価値(作品が事後的に生む総余剰w) が大きいほど著作権保護の水準も強化されるべ きである。作品に対する需要が大きく作品のコ ピーを作るための限界費用が小さいほど、wは 上昇する。したがって、時を経ることによって、 収入の増加や技術進歩が作品の市場を拡大し、 コピー作業のコストを低下させるならば、著作 権保護は強化されるべきである。
- 5.保護の程度が増加しても w の減少量が非常 に小さいとすれば、(18)式の右辺の値は小さく なり、最適な保護の水準は上昇する。言い換え れば、保護強化によって作品あたりの厚生が減 少する程度が小さいほど作品の数が増加するた め、保護の最適水準も高めるべきである。
- 6.zの増加に伴う表現のコストの増加量が大き いほど、最適な著作権保護の水準は低くなる。 よって、デッドコピーを作る個人と新しい作品 を創造するためにオリジナルを利用する個人と を区別することができれば、前者に対しては後 者よりも広範なオリジナルの著作権を適用すべ きである。
- 7.著作権制度を管理するコストが小さいほど、 作者が金銭上のインセンティヴに敏感なほど、

著作権保護の最適水準は大きくなる。

2 . 応用

Landes and Posner [1989] は、以上のような基 本モデルを説明した後に、アイディアと表現の区 別、二次的著作物、フェア・ユース、保護の期間 といった問題について、経済学的な分析を加えて いる。通常、これらの問題は法学ではさまざまな 議論が行われてきたが、経済的な分析が行われる のはめずらしい。

(1) アイディアと表現の区別

著作権法は他人の著作をたとえ悪意がなくとも 無断で「利用」することは禁じているが、特許と は違って、独立した(偶然の)「再創造」は禁じ ていない。その理由は2つ考えられる。1つは、 自分が創造しようとしている作品が過去の作品と 重複していないかということを調査するためには、 大きなコストがかかるからである。もう1つは、 著作権法は作者の表現に対する「ただ乗り」を禁 じているのであるが、偶然の再創造にはコストが かかっており「ただ乗り」にはならないからであ る。

アイディアではなく表現を守ることは、従来は 作者がアイディアを独占することで作品の価格が 高くなり、社会厚生が減少するということで説明 されてきた。しかし、Landes and Posner [1989] はコストに注目し、アイディアを保護すると表現 のコストが高くなって原作品の数が減り、社会厚 生が低下するという理由を主張している。一方で、 複製者は原作品の表現だけでなくアイディアも利 用するから、アイディアの保護は複製者のコスト も増加させるために原作者の利益は上がる。この トレードオフを考えると、圧倒的に前者のコスト の方が大きい。

なお、作者はアイディア創造者であると同時に 過去のアイディアの利用者であり、アイディアを 生むコストはそれを表現するのに必要なコストに 比べて低いことが多く、新しいアイディアはいろ いろなかたちで表現できるから、すべての作者は アイディアを保護するのではなく表現を保護する ことに同意するだろう。更に、アイディアを保護 すればそれで儲けてやろうという者(レント・シ ーカー)が増え、最小限の表現でアイディアを保 護しようとする。そうなれば、新しいアイディア は生まれるものの、1つのアイディアに基づいた 深い表現が現れなくなり、社会厚生は低くなって しまう。また、アイディアを保護するためには、 表現を管理する以上に管理のためのコストもかか る。

アイディアと表現の区別については、簿記の方 式に関する Baker v. Selden という判例 (簿記のフ オーマット自体は著作権保護の対象にならない) があるが、コンピュータのデスクトップに関して も話題になった (1983年の Apple Computer v. Franklin Computer 訴訟)。Landes and Posner [1989] は、この件について、「アイディア」と「表現」 という言葉の違いにこだわるのではなく経済学的 な分析を行えば、ある企業に対して業界標準とな ったものを専有することを許すコストと、もしそ のような専有を認めなければ生じるディスインセ ンティヴとの比較が重要になると指摘している。 そして、そのようなディスインセンティヴは小さ く、また、ある特定のデスクトップ形式が業界標 準になる可能性は小さい。更に、そのような業界 標準の地位を獲得できた企業が著作権から得る利 益は大きい。アイコンなどデスクトップの細かい 部品の表現は著作権で保護されているから、ただ 乗り効果も限定的である。したがって、デスクト ップの全体的な表現は著作権法で保護する必要は ないという分析を行っている。(ただし、現実の Apple Computer v. Franklin Computer 訴訟では、重 要な論点は表現とアイディアの区別ではなく、プ ログラムコードがデッドコピーに近かったため、 プログラムにも著作権があるという Apple

Computer 勝訴の判決となった。)

(2) 二次的著作物

二次的著作物 (derivative works) とは、外国語 への翻訳及び他のメディアへの転載である。二次 的著作物の作成に関する権利を原作の作者に独占 させる⁶⁾のは、経済学的には、もし原作の作者 以外に二次的著作物を作成する権利を与えてしま うと、原作者自身が二次的著作物を作るまで(そ して自らが二次的著作物の作者になるまで)原作 品の発表を遅らせるというインセンティヴが働き、 原作品の発表時期をゆがめる結果になってしまう からであると説明できる。また、取引費用の視点 からも説明できる。というのは、たとえば英語の 小説を新しく日本語に翻訳する権利について、訳 者が原作の作者以外 - たとえば以前の日本語 訳の訳者 - にまで承認をとらなければならな いのであれば、取引費用が高くなる。二次的著作 物の作成に関する権利が原作者に独占されている ならば、交渉相手はひとりで済み、取引費用も低 下する。

(3) フェア・ユース

引用など限られた範囲であれば作品の使用を認 めるというフェア・ユースについては、従来は十 分な理論的説明がなされていなかった。しかし、 Landes and Posner [1989]は、ごく一部の引用に ついても著者の許諾を得なければならないとなる と取引費用がかさむという理由を指摘している。 また、裁判では「生産的(productive)なフェア・ ユース」と「再生的(reproductive)な利用」が 区別されるが、これも経済学的に意味のあること だと言える。というのは、「生産的なフェア・ユ ース」は作者の表現のコストを下げることで著作 物の数を増やすが、「再生的な利用」は作者の利 益を低下させるため創作のインセンティヴが低く なってしまうから、両者は区別されて前者は認め られているが後者は認められていないのである。

(4) 保護の期間

著作権の期間を限定することについては、経済 学的には2つの方向から正当化できる。1つは、 期間を制限することで独占による弊害(レント・ シーキングや資源配分の失敗)の可能性を小さく することができるからである。第2に、過去にさ かのぼって著作権を侵害していないかのチェック を行うコストを下げるという理由もある。これら の理由はともに特許においては非常に重要である ため、特許では権利保護の期間は著作権より短い。 逆に、商標は独占力が弱く調査のコストも低い(現 在市場に出ている商品だけを調査すればよいため 過去にさかのぼって調査する必要がない)ため、 商標には実質上有効期間はない。著作権は、どち らかといえば独占力は弱く、調査コストは存在す るものの重要ではない(独立した再創造は著作権 侵害とはみなされないため)。したがって、著作 権の保護期間が特許より長く商標より短いのは経 済学的にも合理的である。

また、著作権の保護期間を短くせよという主張 の理由の1つに、期間が長いほどパブリック・ド メインの作品が減り、作者の表現のコストが増加 するというものがある。しかし、期間が長くなれ ば作者の利益も大きくなるから、表現のコストが 増加することと相殺される。現実には米国の著作 権は、保護範囲も保護期間も強化される方向にあ り、これは技術進歩とともに複製のコストが低下 していることを反映している。Landes and Posner [1989]は、現在(1989年当時)の著作権保護期 間(著作者の存命期間 + 50年)は、長すぎるし(作 者の寿命に依存するから)恣意的すぎるという主 張もあるが、技術進歩による複製コストの低下を 考えれば、それは長すぎもしないし恣意的でもな いと主張している。

. 私的複製の経済的影響

著作権にかかわる経済学の研究の中でもっとも 成果が多いのが、私的な複製の経済的な影響に関 する分析である。このテーマに関する主要な研究 中でも重要なのは、伝統的なアプローチを代表す る Besen and Kirby [1989]と、インターネットな どの技術の進歩を考慮した Bakos, Brynjolfsson, and Lichtman [1999]であると考えられる。ここ では、この2つの研究を詳しく紹介することで、 私的複製に関する経済的影響をレビューすること とする。

1. 伝統的な分析

(1) 統合的なモデル

Besen and Kirby [1989] も含め、従来の研究 (Novos and Waldman [1984], Johnson [1985], Liebowitz [1985], Besen [1986])は、複製にコス トがかかり、その質もオリジナル(作者による複 製)と異なることを前提とした分析が多い。この 場合、作者と複製者の複製のコスト構造の相違や 限界費用の構造、コピーとオリジナルの質の相違 等によって、個人による複製が社会厚生に与える 影響についても異なる結果が導かれる。

まず、作者以外が、オリジナルとほとんど同じ 質の複製を無コストで行うことができた場合、作 者以外がコピーを私的もしくは違法に行うことが 懸念される。そういった状況が仮に一般的となっ た場合、事後的な消費者余剰は増大する反面、制 作者の利潤がなくなり、事前のインセンティヴが 担保されず、創作活動が行われなくなってしまう。 そのため、何らかの著作権の設定で事前のインセ ンティヴを担保することが不可欠となる。

それに対して、複製にコストがかかり、コピー がオリジナルと必ずしも同じ質を保てない場合、 私的な複製が行われたとしても、制作者の利潤は 発生するため、必ずしも私的な複製がすべて否定 されるわけではない。むしろ、あまりに制作者が 高価格を設定し、消費者余剰が低い場合、事後の 厚生の観点からは私的な複製を行うほうが望まし いという考え方も経済学的に支持される。従来の 研究はこういった背景の下に、事後の余剰に対す る複製の影響を考察したものが多い。

まず、Novos and Waldman [1984] は、複製の コストが複製者間で異なるものの、コピーとオリ ジナルの質の相違が全くない場合、つまり、完全 代替的な場合、無断複製の禁止が事前のインセン ティヴを高めるだけではなく、事後の経済厚生の 増加にもつながる場合があることを示した。

それに対して、Johnson [1985]は、コピーの 質がオリジナルと異なり、それが製品差別化につ ながる場合、複製によって、事後的な厚生のみな らず事前のインセンティヴの面でもプラスの効果 が生じ、長期的な経済厚生が引き上げられる場合 があることを示した。そして、複製が経済厚生に 与える長期的な影響を左右する要因として、コピ ーがオリジナルの需要を引き下げる程度、作品の 供給弾力性、消費者が作品の多様性に与える価値 という3点を指摘した。

Liebowitz [1985]は、これらの理論分析をふ まえ、学術論文の複写について実証研究を行った。 そして、複写によって作者(学術雑誌の発行者) の利益が増加することを実証した。また、その要 因として、間接的な収益帰属の可能性(indirect appropriability)の存在をあげている。例えば、学 術雑誌の場合、図書館で購入される場合は個人で 購入される場合よりも複写される可能性が高いた め、発行者が個人よりも図書館に対して高い価格 を付けることが可能であるケースが、間接的な収 益帰属の可能性が存在する場合に該当する。図書 館で雑誌を複製する複製者は複製の費用しか払わ ないが、複製者の需要が増加すれば図書館として の需要も増加するため、図書館は価格が高くても 学術雑誌を購入することになる。一方、収益帰属 の可能性が直接的である場合とは、作者(発行者) が直接的な購入者の需要しか獲得できない場合で ある。

また、Besen [1986]によると、複製者の限界 費用が作者の限界費用よりも低く、かつ、作者が コピーの価値を吸収するためにオリジナルの価格 を上げることができれば(「間接的な収益帰属の 可能性」と同じ考え方)、複製は少なくとも短期 的には生産者余剰も消費者余剰も増加させること が示された。

Besen and Kirby [1989]は、これらの過去の研 究を踏まえて、3つの前提を基礎とした統合的な モデルを提示している。彼らが重視する前提とは、 複製者がコピーを作成する際の限界費用、収益帰 属の可能性(appropriability)、オリジナルとコピ -の代替可能性の3つである。更に、限界費用と 収益帰属の可能性には厳密な対応関係があり、彼 らのモデルでは代替可能性と限界費用の形状のみ で分類している。複製者の限界費用については、 それまでの多くの研究では (Landes and Posner [1989]を含む) 複製者の限界費用は逓増である という前提を置く場合が多かったが、Besen and Kirby [1989] は一定の場合と逓増の場合を分析 している。収益帰属の可能性は、Liebowitz [1985] が指摘した間接的収益帰属と、従来の分析で仮定 されていた直接的収益帰属とに分けられる。前者 は複製の限界費用が逓増するケースに相当するの に対して、後者は複製の限界費用が一定のケース に相当する。オリジナルとコピーの代替可能性に ついては、それまでの分析ではコピーはオリジナ ルに劣るという仮定が一般的であったが、Besen and Kirby [1989] は完全に同質的、つまり代替 が完全なケースも代替が不完全なケースに加えて 分析している。

Besen and Kirby [1989]は、これらの前提を組 み合わせて3つのケースを想定し、それぞれにつ いて複製の経済的な影響について分析している。 第1のケースは、複製者の限界費用が一定(複製 者の限界費用は作者の限界費用よりも高いと仮 定)で、コピーとオリジナルの代替可能性が不完 全な場合である。この場合は、コピーの価格は限 界費用に等しいために、収益帰属の可能性は直接 的 – 作者が吸収できるのは作品の直接購入者 の価値だけで、コピー利用者の価値は吸収できな い – になる。また、上述のように、収益帰属 の可能性が直接的で代替可能性が完全な場合、私 的複製は事前のインセンティヴを完全に喪失させ、 私的複製自体が非効率とされるため、このケース は捨象する。

第2のケースは、複製者による複製の限界費用 が逓増で、コピーとオリジナルが完全に代替可能 なケースである。コピーの限界費用が逓増する場 合、それによってオリジナルの価格が変化するこ とを通じて作者の利益につながるため、間接的な 収益帰属の可能性が発生する。

第3のケースは、コピーの限界費用が逓増(す なわち収益帰属の可能性が間接的)で、代替可能 性が不完全という場合である。

(2) ケース1:直接的収益帰属

第1のケースにおいて Besen and Kirby [1989] が置いている仮定は以下のとおりである。

- ・著作物などの知的財産の需要曲線は線形で右 下がりである。
- ・消費者はオリジナルとコピーを不完全な代替
 物とみなす。
- ・個々の消費者は、多くても、1つのオリジナ ルか1つのコピーのいずれかを購入する。
- ・複製の限界費用は一定で、コピーはオリジナ ルからだけ作成される(コピーの複製はでき ない)。
- ・作者が複製が行われているかどうかを調査す ることはできないか、コピーがフェア・ユー スとみなされて著作権の侵害とは認められな いために、作者は複製を禁止することはでき

ない。

・オリジナルの限界費用は一定である。

・作者は利益⁷⁾を最大化しようとする。

コピーがなければ、オリジナルの需要は

$$P = a - bQ$$

であらわされる。利潤最大化という仮定のもとで は、均衡価格 *P**と均衡生産量 *Q**は、

$$P^* = (a+c)/2$$

 $Q^* = (a-c)/2$

ただし、 c は原作者による複製の限界費用

となる。作者の利益は $(a-c)^2/4b$ 、消費者余 剰は $(a-c)^2/8b$ である。

消費者 x がコピーに与える価値を $V_c(x)$ 、オリ ジナルに与える価値を $V_o(x)$ とすれば、コピーは オリジナルの不完全な代替物であるから、

$$V_c(x) = \alpha V_a(x)$$
 $0 < \alpha < 1$

と表現できる。複製者による複製の限界費用を r とすれば、コピーの価格もそれと等しくなるから、 消費者がオリジナルを購入するのは、

 $(V_o - V_c) \ge P_o - r$

が成り立つ場合だけである。ここで、*P_o*はオリ ジナルの価格である。

以上から、コピーが存在するという条件下での オリジナルの需要関数は、

$$P_o = (V_o - V_c) + r$$
$$= (a - bQ_o) - (\alpha a - \alpha bQ_o) + r$$
$$= \alpha (1 - a) - b(1 - \alpha)Q_o + r$$

となる。この関数は、図表4では D'。として示さ れる途中で屈曲した線 ABC である。点 B では、 V_a と V_c の差は P_a と rの差に等しい。したがって、 B 点の消費者はオリジナルとコピーに無差別であ り、B 点より右の消費者はコピーを購入しない。 作者にとっての利潤最大化状態は、新しい限界 利益 MR'。が限界費用 *c* と等しくなる点である(図 表 5 及び図表 6 の点 *S*)。このときの価格は *P*^{**}、 生産量は *Q*^{**}になる。*Q*^{**}はコピーがない場合の最 適生産量 Q^* に比べて、大きい場合もあれば小さ い場合もある。図表5は $Q^{**} > Q^*$ のケースを示 したもので、この場合は、作者の利益の減少分は 消費者余剰の増加分によって相殺されるから、全 体的にみれば、コピーの存在によって事後的な経



図表4 原作品とコピーの代替性が不完全である場合の需要曲線

⁽出所) Besen and Kirby [1989]



図表5 新しい均衡量 Q**が以前の均衡量 Q*より大きい場合

⁽出所) Besen and Kirby [1989]



図表6 新しい均衡量 *Q*^{**}が以前の均衡量 *Q*^{*}より小さい場合

(出所) Besen and Kirby [1989]

済厚生(生産者余剰+消費者余剰)は増加する。 一方、図表6は $Q^{**} < Q^*$ のケースを示してお り、この場合、コピーの存在によって減少する作 者の利益は、消費者余剰の増加で補いきれない部 分が残る。複製が経済厚生を高めるか否かという ことは、消費者余剰の増加分で補いきれない作者 利益の減少分(図中の四角形 NRST)と、コピー の購入者が増加することによって得られる消費者 余剰(図中の三角形 TUV)と、どちらの面積が 大きいかということによって決まる。したがって、 この場合は複製が事後的な経済厚生に与える影響 は、増加の場合もあり減少の場合もある、という ことになる。

(3) ケース2:間接的収益帰属・完全代替

収益帰属の可能性が直接的であるという仮定を 置いた場合は、購入者がオリジナルに与える価値 は購入者自身の価値を表したもので、その価格と 同じでなければならなかったが、以下ではこの仮 定を緩め、作品が複製によって共有されるという 事実を反映して作品の価格を上げることができる - すなわち、収益帰属の可能性が間接的であ る – というケースを想定して分析を行う。これは、コピーの数とともに限界費用が増加する場合に起こりうるケースで、準公共財をクラプで共有する場合の分析と共通点を持っている。

ここでの分析は、以下のような仮定を置く。す なわち、コピーの限界費用は逓増し、そのような 費用には複製のためのコストのほかに、クラブの 規模とともに増加するクラブ内の取引費用も含ま れている。そして、その費用はすべてのクラブに 共通であると仮定する。また、クラブを結成する のに障害は存在せず、コピーからコピーを作るこ とは不可能で、クラブ員はコピーを使用し、クラ ブのオーガナイザーがオリジナルを使用すると仮 定する。このケースは、コピーとオリジナルの代 替性が完全か不完全かということで、更に2つに 分けることができる。

オリジナルとコピーが全く同質である場合、ク ラブ員のメンバーシップに関わる平均費用が最小 になるように最適なクラブの規模が決定される。 平均費用が最小になるのは、追加的なメンバーの 増員による平均可変費用と、オリジナルを共有す るのに必要な平均固定費用の減少とが等しくなる ときである。クラブが同質的であるとしたため、 すべてのクラブは同じ規模(メンバー数)になる。 また、オリジナルの価格が上昇すれば、平均固定 費用は左にシフトするのに対して平均可変費用は 変わらないから、クラブの規模は大きくなる。

たとえば、クラブの平均固定費用 AC が、

$$AC = dn + \frac{P_o}{n}$$

で表されるとする。ここで、n はオーガナイザー を含むクラブのメンバーの数であり、dn はクラ ブを結成しコピーを作成するための平均可変費用、 P_o はオリジナルの価格である。このとき、クラ ブの限界費用は2dn となり、この値はクラブのサ イズとともに増加する。

AC を最小化する n は、

$$n^* = \begin{cases} (P_o / d)^{1/2} & \text{for } P_o > d \\ 1 & \text{for } P_o \le d \end{cases}$$

となる。コピーを含めた「使用」の需要を P_{use} と すると、

$$P_{use} = AC^* = dn^* + \frac{P_o}{n^*} = 2(dP_o)^{1/2}$$

となる。オリジナルに対する需要 Q_o は、

$$Q_{o} = \frac{Q_{use}}{n^{*}}$$
$$= \frac{\left[a - 2(dP_{o})^{1/2}\right]/b}{(P_{o}/d)^{1/2}}$$
$$= \frac{a}{b} \left[\frac{d}{P_{o}}\right]^{1/2} - \frac{2d}{b}$$

となり、オリジナルの価格 P_o は、

 $P_o = \left[\frac{a}{bQ_o + 2d}\right]^2 d$

となる。このような状態の下で、作者は独占利潤 を最大にするため、 $MR_o = c$ になるような価格 設定を行う。

需要関数は非線形だから、このような状態にお ける複製と均衡価格の関係を解析するのは容易で はない。そこで、Besen and Kirby [1989]は、ク ラブの平均可変費用の傾き d とオリジナルを作る 限界費用 c について複数の数値をあてはめてシミ ュレーションを行い、その結果から以下の3つの 特徴を導き出している。

- 作者がオリジナルを作る限界費用がクラブを 結成するコストよりも高ければ、コピーは高価 なオリジナルを代替するから、複製によって事 後的な生産者余剰も消費者余剰も増加する。
- クラブ結成のコストが高いにもかかわらずク ラブが結成されれば、一般的な場合、事後的な 作者の利益も消費者余剰も減少する。
- 3. 複製者による複製も作者によるオリジナル作 成作業も効率的ならば – クラブの平均可変費 用の傾き d もオリジナルを作る限界費用 c も低 いならば – 、一般的に言って、複製によって 作者の利益は減少するが消費者余剰は増加する。 事後的な経済厚生への影響は、増える場合もあ れば減る場合もある。

(4) ケース3:間接的収益帰属・不完全代替

最後に、第3のケースとして、収益帰属の可能 性が間接的でオリジナルとコピーが不完全な代替 物である場合には、第2のケースに加えてオリジ ナルとコピーの価値が異なるという要素が加わる ために、分析は更に複雑になる。

この場合も、第1のケースと同じように、コピ ーの価値 *V*。は、

 $V_c = \alpha V_o$ $0 < \alpha < 1$

であらわされ、クラブのオーガナイザーが自分以 外の(n^{*}-1)人のメンバーにコピーを販売すると 仮定する。第2のケースではオリジナルとコピー は完全に代替できたから、メンバーに課せられる 価格がオリジナルを購入するために必要な平均固 定費用を超える場合にオリジナルを購入するオー ガナイザーは存在しなかった。第3のケースでは、 オリジナルとコピーの価値は異なるから、オーガ ナイザーはオリジナルから得られる余剰とコピー から得られる余剰の差を最大にするように行動す る。 つまり、 クラブのオーガナイザーは $[(V_o - P_o) - (V_c - P_c)]$ を最大化する消費者で

ある。

限界的なクラブ・オーガナイザーにとっては、 $(V_o - P_o) - (V_c - P_c) + [P_c(n^* - 1) - TC] = 0$ が 成り立つ。ここで、 $p_c(n^* - 1)$ はオーガナイザ ーが他のメンバーから集める収入であり、*TC*は クラブを結成するための費用である。上式を書き 直せば、

$$P_o = V_o(1-\alpha) + P_c + [P_c(n^*-1) - TC]$$

となる。

この関係を図示したのが図表7であり、右のグ ラフはコピーのコストとクラブの最適規模 n^{*}の 関係を示している。ここでは、*MC* = *AC* となる 点がクラブの最適規模となる。左のグラフはオリ ジナルとコピーの需要曲線をあらわしている。オ

ーガナイザーは
$$\left[P_{c}(n^{*}\!-\!1)\!-\!TC
ight]$$
の値だけ余剰

を得ることができるから、その分オリジナルに対 して高い価格 P。を示すことができる。そのこと はオリジナルの需要曲線が上方へシフトすること を意味しており、原作者はこの需要曲線のもとで 利潤最大化行動をとることになる。そのような状 態で複製が経済厚生に与える影響は、基本的には、 クラブのオーガナイザーが特定可能ということを のぞけば、第2のケースと同じである。

2.情報財の共有に関する分析

(1) 共有によって作者の利益が増加する条件

特許や著作物などの知的財産は、すべて情報財 であるといえる。しかし、米国における知的財産 の経済学的な分析は、いくら消費されても消尽さ れ得ない、売り渡したとしてもその効用は売り手 に残る、といった情報の一般の財とは異なる面に は触れずに、物理的な本や音楽 CD などの媒体に 体化した情報財を物財と同じように扱ってきた。 ところが、パソコンやインターネットの普及とと もに、情報が(物理的な媒体を伴わずに)それだ けで取引され得るようになり、状況が大きく変わ ってきた。そのような状況を伝統的な経済学の枠



図表7 原作品とコピーの代替が不完全でコピーの限界費用が逓増の場合

(出所) Besen and Kirby [1989]

組みで説明しようという試みは、いまだ遅れてお り、完全には説明されてはいない。しかし、1990 年代半ば頃から、それまでの研究と同じ問題意識 でありながらも、「複製(copy)」という言葉より も、新しい技術による情報財の「共有(share)」 という側面に焦点を当てた論文が出てきた。その 代表例が、Varian [1994]と Bakos et. al. [1999] であろう。

Varian [1994]は、通常であれば情報財の共有 を可能にする技術の存在は作者の利益にとって負 の効果をもたらすと考えられがちだが、現実には、 例えば書籍における図書館やソフトウェアにおけ るサイトライセンス、ビデオのレンタルショップ などが実在していることから想像されるとおり、 情報財の共有を前提とした利用者に対して、どの 程度の範囲で共有するかが想定でき、共有するこ とを所与として、著作権保持者が高い価格を付け ることができれば、作者の利益は増加するのでは ないか、という問題意識で分析を進めている。

そして、彼が得た結論は、 共有のための取 引費用が生産のための限界費用よりも低い、 情報の中身が数回しか参照されず、共有のための 取引費用が小さい、 財を共有する市場におい て財に対して高い価値を与える消費者と低い価値 しか与えない消費者を区別することが可能、とい う3つの条件の下で、作者は情報財の共有を許可 することで高い利益を上げることができる、とい うものであった。

(2) クラブにおける情報財の共有

次に、Bakos et. al. [1999]では、先行論文と異 なり、市場を通じた共有だけでなく家族など社会 的な要因で作られたグループ(クラブ)における 情報財の共有を分析の対象としている。Besen and Kirby [1989]のようにそれまでにもクラブ内に おける複製の問題を扱った研究はあったが、Bakos らの分析では、共有された財(コピー)は、共有 されないオリジナルと同質であり、更に複製の費 用も全くかからないとしている。よって、Besen and Kirby [1989]が分析していなかった、完全 同質かつ限界費用一定の部分を分析していると言 える。ただし、財は小規模な事前に決められた「社 会的」グループ(クラブ)によって共有され、す べての経済主体は1つのグループにのみ属し重複 しないという仮定をおいている。更に、制作者は そのクラブのサイズやその成員の選好を事前に完 全に把握していると仮定している。こういった場 合、独占的な制作者は、販売した情報財がグルー プ内のみで共有されることを前提として、高い価 格をつけて販売する。クラブの構成員は、仮にこ ういった価格形成が行われても、複製による共有 で採算が合うため、その価格で財を購入し、共有 することになる。

このような仮定のもとで彼らが導いた結論は、 以下の5点にまとめられる。

- 他の条件が不変の下、同じ規模のグループ内 で財が共有されるならば、グループ化されるこ とで大数の法則が働き、グループ全体の価値の 平均が、異なる価値をもつ成員個々の価値より も平準化される。結果として、共有がない場合 には購入しなかった評価の低い成員がいても、 グループ化することで購入する場合が増える。 そのため、売り手の利益は増加する。
- 2.小規模のサイズの異なるグループ内で財が共有される場合、グループの規模の違いが個々の 消費者の評価の違いよりも大きいならば、共有によって利益は減少する。
- 3.小規模のサイズの異なるグループ内で財が共有される場合、グループの規模の違いが個々の 消費者の評価の違いよりも小さいならば、共有によって利益は増加する。
- 4.グループメンバーの財に対する評価に負の相 関がある(高評価消費者が低評価消費者と共有 する傾向にある)場合、また、グループサイズ とグループメンバーの評価に負の相関がある

(低評価消費者が大規模グループを結成して財 を共有しようとし、高評価消費者は個人または 小規模のグループで財を購入する)場合、共有 によって売り手の利益は強化される。

- 5.共有された財(コピー)の品質がオリジナル よりも劣る可能性を考慮するようにモデルを拡 張すると、共有財(コピー)の価値が減少する につれて売り手の利益が増加する場合がある。
- (3) 利用構造の重要性

Bakos らによれば、これら5つの結果は、これ までの研究では言及されてこなかった2つの要因 で説明することができる。彼らは、それを「集約 効果(aggregation effect)」と「チーム多様性効果 (team diversity effect)」と名づけている。集約効 果とは、グループによる財の評価のバラツキは、 個人による評価のバラツキよりも小さいというこ とである。集約効果が存在するから、売り手はグ ループに商品を販売することで、より適切な価格 を設定できる。

例えば、ある財に対する6人の消費者の評価が 5ドル、7ドル、9ドル、11ドル、13ドル、15ド ルだった場合、売り手の収入は最大36ドルである (価格は9ドル)。しかし、この6人の消費者を どのようにグループ分けしても(各グループの人 数が同じである限り)、売り手の収益は大きくな る。例えば、5ドルと15ドル、7ドルと13ドル、 9ドルと11ドルを組み合わせて3つのグループを 作ってみる。これは売り手にとってもっとも望ま しいケースで、価格は20ドルに設定して60ドルの 収益を得ることができる。売り手にもっとも不利 益なチーム編成の場合でも最低40ドルの収益を上 げることができる。

これは、売り手が商品をバンドル化してセット 販売することで消費者の評価のバラツキを小さく できることに似ている。しかし、商品のバンドリ ングは売り手が自由に決めることがができるのに 対して、消費者のグループ化については売り手は ほとんどコントロールできないという違いがある。

消費者のグループ化を売り手がコントロールで きないということを、「チーム多様性効果」と名 づける。これは、売り手にとってはやっかいな問 題を引き起こす。多様性が大きければ大きいほど グループの評価を予測することが困難になり、売 り手の利益は低下する。たとえば、ある財に対し て5ドルの評価をする消費者が10人いた場合、売 り手は5ドルの価格で商品を販売して50ドル得る ことができる。ところが、10人のうち2人がチー ムになり、残る8人のうち3人がチームになり、 残る5人が個人のままだとすると、評価は10ドル、 15ドル、5ドルに分かれ、売り手は35ドルしか収 入を上げることができない(価格は5ドル)。こ のように、売り手の利益にとって反対の効果をも たらす「集約効果」と「チーム多様性効果」はお 互いに複雑に関係しあっており、Bakos らは、チ ームの多様性などを確率変数で表現して数値シミ ュレーションによる実験を行っているが、一定の 法則を見出すにはいたっていない。

Bakos らは論文の結論として、不正なコピーを 作る限界費用も著作権者が原作品の正当なコピー (オリジナル)を作る限界費用もほとんどゼロに なるデジタル時代においては、共有(複製)が売 り手の利益に与える影響は、いままでの文献では 言及されてこなかった「集約効果」と「チーム多 様性効果」に大きく左右されることを強調してい る。これまでの文献で重要な要因とされた限界費 用は、目に見える物財の場合は有効ではあるが、 デジタル形式で流通する情報財が増えれば増える ほど、重要ではなくなってくる。

しかしながら、彼らの分析はクラブが小規模に とどまり、更に各クラブ間の成員の重複がないと いう仮定に大きく依存している。その点で、彼ら の分析は伝統的な分析とは異なってデジタル化や ネットワーク化の影響を考慮しているとはいえ、 Napster のような世界規模でのコピー共有や、コ ピーのコピーさえ質が落ちないといったデジタル 財の特質を考えれば、まだまだ研究の余地が残さ れていると言える。

. 結論

本稿では、「法と経済学」的アプローチによっ て著作権の経済的な影響を分析した米国の主な論 文をレビューした。これらの研究が設定している 前提の中には、デジタル化の進展によって現実味 を失っているものもあることは事実である。しか し、条件によっては複製が経済厚生を増加させる 場合もあるという分析結果や、作品の価格設定を 決める際に供給者の費用構造だけでなく利用者に おける共有のあり方に注目すべきだという指摘は、 新しい著作権制度を考えるためだけでなく、著作 権を保有している企業や個人の価格戦略を考える うえでも参考になるところがあるだろう。本稿で 取り上げた論文をはじめとして、米国では著作権 あるいは知的財産権に関する経済学的な研究成果 が数多く存在しているが、わが国では神[1999] など一部を除いて、研究の蓄積が少ない。今後、 わが国においてもこの分野の研究が進んでいくこ とを期待したい。

【注】

- 1)追加的な1単位あたりの費用(費用を数量で微分したもの)
- 2)供給曲線が右上がりの状況に相当
- 3)なお、彼らは事後の厚生のみに着目しているので はなく、最後に事前のインセンティヴの問題にも言 及し、両者のバランスの上で著作権を設定すべきで あるという結論に至っている。
- 4)仮に品質が異なっていたとしても、品質を数量で 補うことが可能であるとする。たとえば複製者によ るコピーはオリジナルの半分の価値があるとすると、

コピー2単位とオリジナル1単位は同じ価値をもつ と仮定されている。

- 5) 著作権保護の程度 *z* が大きいほど *e*(*z*)の値も大きくなる。
- 6)アメリカ法においては、現在では「二次的著作物」 の作者の権利をある程度まで保護しているが、この 論文が指摘するような欠点を考慮に入れ、「当該著 作物の著作者が寄与した素材であって、当該著作物 に使用された既存の素材と区別されるもののみに及 び、既存の素材に対するいかなる排他的権利をも含 まない」という限定的な保護にとどめている。
- 7)この論文では事前のコストは捨象しているため、 利益とは事後的な利益を意味している。事前のコス トはサンクされるため、事後的な最大化問題のみを 議論することができる。

【参考文献】

神隆行 [1999]、『知的財産とその保護に関する経済学 研究』、晃洋書房

- Arrow, Kenneth J., [1962], "Economic Welfare and the Allocation of Resources for Invention" in R.R. Nelson (ed), *The Rate and Direction of Inventive Activity*, Princeton: Princeton University Press.
- Bakos, Yannis., Brynjolfsson, Erik., and Lichtman, Douglas. [1999], "Shared Information Goods", *Journal of Law and Economics, vol.XLII (April 1999)*
- Besen, Stanley M. [1986], "Private Copying, Reproduction Costs, and the Supply of Intellectual Property," *Information Economics and Policy 2: 5-22.*
- Besen, Stanley M., and Kirby Sheila Nataraj. [1989], "Private Copying, Appropriability, and Optimal Copying Royalties", *Journal of Law & Economics, vol.XXXII* (October 1989)
- Harbaugh, Rick, and Khemka, Rahul. [2000], "Does copyright enforcement encourage piracy?", *Claremont Economics Working Paper 2000-14*

論 文 89

- Johnson, William R. [1985], "The Economics of Copying", Journal of Political Economy, 1985, vol.93, no.1
- Landes, William M., and Posner, Richard A., [1989], "An Economic Analysis of Copyright Law", *The Journal of Legal Studies, vol XVIII (June 1989)*
- Liebowitz, S.J. [1985], "Copying and Indirect Appropriability: Photocopying of Journals", Journal of political Economy, 1985, vol.93, no.5
- Varian, Hal R. [1994], "Buying, Sharing and Renting information Goods", Unpublished manuscript, University of California at Berkley, School of Information Management and Systems, (current version: August 5, 2000)